

人権啓発センターだより

第33号：令和7年2月1日発行
発行：八代市人権啓発センター

かたらんね

『八代市犯罪被害者等支援条例』を制定しました。

(令和6年12月施行)

八代市では、犯罪の被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族を支援し適切かつ途切れることのない支援を行うために、八代市犯罪被害者等支援条例を施行しました。



▲犯罪被害者等支援シンボル
マーク「ギゅっとちゃん」

《基本理念（第3条）》

犯罪被害者等の支援は、次の基本理念に基づき行います。

- ◆犯罪被害者等は、誰もが尊重され、人としてふさわしい対応を受ける権利があります。
- ◆犯罪被害者等の支援は、置かれている状況等に応じ適切に行います。
- ◆犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまで途切れることなく行います。
- ◆犯罪被害者等の支援は、二次被害が生じることのないように行い、個人情報の適正な取扱いの確保に配慮して行います。

《市が実施する主な支援》

- ◆関係機関等と連携して推進（第6条）
- ◆相談及び情報の提供等（第7条）
- ◆経済的負担の軽減（第8条）
- ◆保健医療サービス、福祉サービスの提供（第9条）
- ◆居住の安定（第10条）

<https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00323259/index.html>

《問合せ》

〒869-4703 八代市千丁町新牟田1502-1千丁支所3階 人権政策課
TEL 0965-30-1711 FAX 0965-46-1950
Eメールアドレス jinken@city.yatsushiro.lg.jp



話してみませんか、あなたの不安や悩み！

ご相談は、お気軽にお電話ください。面談による相談も受け付けています。

- 差別や人権侵害、DVやセクハラなど、人権に関するご相談

人権相談窓口

☎ 0965-30-1710

- 子どもや若者の、学校や家庭・仕事、いじめや非行・不登校・ひきこもり等に関するご相談
(保護者の方もお気軽にどうぞ)

ヤングテレホンやつしろ

☎ 0965-30-1700

E-mail young-tel@city.yatsushiro.lg.jp

相談時間：月～金 午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始は除きます）

犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

令和6年4月、犯罪被害者等支援弁護士制度の創設を盛り込んだ『総合法律支援法の一部を改正する法律』（令和6年法律第19号）が成立しました。

《改正の趣旨》

犯罪被害者やその家族は、被害直後から刑事・民事の対応を含む様々な支援が必要です。しかし、精神的・身体的な被害や経済的困窮により弁護士等による援助を受けられない場合があります。そのため、犯罪被害者等への支援に関する施策を推進する必要があります。

改正法は、日本司法支援センター（法テラス）の業務として、犯罪被害者等を包括的かつ継続的に援助する法律相談や法律事務等を追加します。

《犯罪被害者等支援弁護士制度の概要》

法テラスの業務には、以下が追加されます。

- ◇犯罪被害者等への必要な法律相談の実施
- ◇契約弁護士等に必要な法律事務およびこれに付随する事務を取り扱わせること



《対象被害者等》

- 次に掲げる罪またはその未遂罪の被害者など
 - ・故意の犯罪行為により人を死亡させた罪
 - ・刑法における一定の性犯罪（不同意わいせつ罪、不同意性交等罪、監護者わいせつ罪および監護者性交等罪）またはその犯罪行為にこれら性犯罪の犯罪行為を含む罪
- 人の生命または心身に被害を及ぼす罪として政令で定めるものの犯罪行為により被害者が政令で定める程度の被害を受けた場合における当該犯罪行為の被害者など

《資力要件》

必要な費用の支払いにより、その生活の維持が困難になる恐れがある場合。

《経過措置》

改正法は、施行の日以後に行われた犯罪行為による被害について適用されます。

※犯罪被害者等とは、犯罪によって害を受けた方やその方が死亡した場合等における配偶者、直系の親族または兄弟姉妹です。

-- 改正法の詳細 --

https://www.moj.go.jp/housei/sougouhouritsushien/housei04_00041.html



毎月**11**日は『人権を確かめあう日』です

家庭や地域、職場や学校で、身近な人権問題や差別について、みなさんで話しあいましょう！

人権尊重宣言都市 八代市・氷川町